　　登 　　 録

フロン類回収業者　　　　　　　申請書

　　登録の更新

|  |  |
| --- | --- |
| ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 |  |

**△△**年　**△△**月　**△△**日

（郵便番号）**７００－８５４４**

住　　所　**岡山市北区大供一丁目１番１号**

氏　　名　**岡山市自動車解体株式会社**

**代表取締約　岡山　太郎**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　**０８６－８０３－１３０４**

　使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人であ  る場合に記入すること。） | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　名 | | 役　職　名 |
| **おかやま　たろう**  **岡山　太郎**  **さいだいじ　じろう**  **西大寺　二郎**  **せのお　はなこ**  **妹尾　花子**  **いちのみや　さぶろう**  **一宮　三郎** | | **代表取締役**  **取締役**  **取締役**  **監査役** |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。） | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　名 |  | |
| 住　　所 | （郵便番号）  電話番号 | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称及び所在地 | | | | |
|  | 名称 | **岡山市自動車解体株式会社** | | |
| 所在地 | （郵便番号）**７００－８５４４**  **岡山市北区大供一丁目１番１号**  電話番号**０８６－８０３－１３０４** | | |
| 回収しようとするフロン類の種類 | | | | |
|  | CFC | | **○** | |
| HFC | | **○** | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | |
|  | 設備の種類 | | 能　　　力 | |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| CFC用 | | **３** 　　 台 | 台 |
| HFC用 | | **３** 　 台 | 台 |
| CFC、HFC兼用 | | **３** 　台 | 台 |
| 事業所の名称及び所在地 | | | | |
|  | 名称 | **岡山市自動車解体株式会社　西大寺事業所** | | |
| 所在地 | （郵便番号）**７０４－８５５５**  **岡山市東区西大寺二丁目７番３１号**  電話番号**０８６－９４４－５０００** | | |
| 回収しようとするフロン類の種類 | | | | |
|  | CFC | | **○** | |
| HFC | |  | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | |
|  | 設備の種類 | | 能　　　力 | |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| CFC用 | | **３** 台 | 台 |
| HFC用 | | 台 | 台 |
| CFC、HFC兼用 | | 台 | 台 |

備考１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　２ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

　 ４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　５ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓　　　　　　　約　　　　　　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項に規定する欠格要件

１　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

　３　第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

４　フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

５　第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

６　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

　７　法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年　月　日

　岡　山　市　長　　様

申請者

（住所又は法人にあっては主たる事務所の所在地）

**岡山市北区大供一丁目１番１号**

（氏名又は法人にあっては名称及び代表者名）

**岡山市自動車解体株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　代表取締役　岡山　太郎**